

東久留米市住宅耐震化緊急促進

アクションプログラムの計画期間の延伸について

1 計画の延伸について

令和4年3月に策定した「東久留米市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(以下、「プログラム」)の計画期間は令和8年3月までとしています。

これら計画の改定については、東京都の「東京都耐震改修促進計画」(以下、「都計画」)の改定に併せて見直すこととしています。現在、東京都が都計画の改定作業を令和7年度末までに進めている状況であり、これに合わせる形でプログラムは令和8年度以降に改定を行う予定です。

このため、都計画の改定内容を反映するとともに、計画期間に切れ目が生じないようにするため、期間を令和8年3月までから令和9年3月まで1年延伸することとします。併せて、令和8年度中に改定を行うものとします。

2 プログラムの取組内容と実績の公表の取り扱いについて

取組内容と実績の公表については、これまでの内容を据え置くこととします。